

秘書 号 外
令和 6 年 5 月 1 4 日

部課長等 各位

総 務 部 長

令和 6 年度市長表彰候補者の推薦について

千曲市表彰規則（平成 15 年規則第 3 号）第 2 条各号の規定による市長表彰候補者の推薦をお願いします。

また、貴課所管の団体（関係する団体すべて）にも推薦を依頼していただき、併せて取りまとめのうえ提出をお願いします。

なお、市長表彰式典は 9 月 1 日（市制施行記念日）に行う予定です。

記

1 推薦書等作成方法

- （１）表彰規則並びに事務取扱規程を参照し、表彰に該当すると認められる個人または団体ごとに「千曲市長表彰者推薦書」を作成してください。
- （２）市内の各種団体に推薦を依頼する場合は、団体等推薦依頼様式を適宜修正のうえ使用してください。なお、関係部・課で連絡を取り合い、依頼漏れや重複がないよう注意してください。

2 推薦書提出期限

6 月 14 日（金） ※厳守

秘書広報課秘書係 担当：飯島（内線 4203）

○千曲市表彰規則（抜粋）

（表彰の種類及び基準）

第2条 個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。

- (1) 公選による公職に在職した者
- (2) 市議会の選挙又は同意を必要とする職に在職した者
- (3) 自己の危険を顧みないで人命を救助した者
- (4) 消防、水防及び統計の業務に顕著な功績があった者
- (5) 産業等の振興、開発、技能等に顕著な功績があったもの
- (6) 教育、学術、芸術、体育その他文化の向上に顕著な功績があったもの
- (7) 社会福祉の増進に顕著な功績があったもの
- (8) 保健衛生及び生活環境の改善向上に顕著な功績があったもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に優れた善行又は功績があつて表彰することを
適当と認めるもの

（追彰）

第8条 表彰は、故人に対しても行うことができる。この場合において表彰状、賞状、感謝状若しくは褒状又は交付金品は、その遺族に交付するものとする。

（表彰期日）

第9条 第2条の規定による表彰は、毎年9月1日に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

（表彰状を交付して行う表彰の場合の選考）

第10条 第2条及び第3条第1項の規定による表彰を受ける者は、表彰審査委員の意見を聴いて市長が決定するものとする。

- 2 表彰審査委員は、副市長及び教育長並びに市長部局の部長、教育委員会事務局の部長及び議会事務局長をもって充てる。
- 3 表彰審査委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。
- 4 委員長及び委員は、自己又はその3親等内の親族及び配偶者に係る表彰審査委員会に参画することができない。

○千曲市表彰規則事務取扱規程（抜粋）

（対象者）

第2条 規則第2条の規定により表彰状を交付して行う表彰のうち、次の表の左欄に掲げる同条各号に該当する表彰は、当該左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者について行うものとし、個人の表彰年齢は、おおむね60歳以上の者を対象とする。ただし、必要があると認める場合は、60歳以下でも表彰することができる。

第2条第1号	ア 市長の職に8年以上在職した者 イ 市議会議員の職に10年以上在職した者
第2条第2号	副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会委員等の職に10年以上在職した者
第2条第4号	ア 消防団員として15年以上在職した者又は水門管理等水防業務若しくは統計調査員として15年以上従事し、優れた功績があった者 イ 消防、水防又は統計に特に優れた功績があった者
第2条第5号	ア 同一職種に20年以上従事し、産業等の振興、開発、技能等に優れた功績があった者 イ 産業等の振興、開発、技能等に特に優れた功績があった者
第2条第6号	ア 教育、学術、芸術、体育、その他文化の向上に関する職に12年以上（私立学校の経営にあつては15年以上）従事し、優れた功績があった者 イ 学術又は芸術に関する発見、改良、創作等を行い、文化の向上に特に優れた功績のあった者又は体育の向上に特に優れた功績があった者
第2条第7号	ア 社会福祉活動、社会福祉事業等に12年以上（私立の保育園の経営にあつては15年以上）従事し、優れた功績があった者 イ 社会福祉活動、社会福祉事業等に特に優れた功績があった者
第2条第8号	ア 保健衛生、生活環境の改善向上に12年以上従事し、優れた功績があった者 イ 保健衛生、生活環境の改善向上に特に優れた功績があった者

（在職年数の計算）

第3条 前条に規定する在職年数の計算については、毎年9月1日現在とし、次の各号により計算するものとする。

- （1） 在職の日から起算し、1月に満たないものは1月とする。
- （2） 在職年数は、同一の職において中断しても、その前後の期間は通算する。

（遺族の順位）

第7条 規則第8条による遺族は、次の順位によるものとし、配偶者以外の遺族の順位は、被表彰者と生計を共にしていた者、年長の者の順とし、親等が異なっている者の間では、被表彰者に最も近い親族に属するもので年長の者とする。

- （1） 配偶者
- （2） 1親等の直系卑族
- （3） 1親等の直系尊族
- （4） その他の親族

（推薦書）

第8条 規則により表彰を受けるべきものであると認められるときは、別に定める推薦書（別記様式）及び必要な資料を作成し、市長に内申するものとする。